諮問庁:防衛大臣

諮問日:平成28年9月14日(平成28年(行情)諮問第582号) 答申日:平成29年4月21日(平成29年度(行情)答申第21号)

事件名:特定文書に記載の「逐次報告」に該当する文書の開示決定に関する件

(文書の特定)

答 申 書

第1 審査会の結論

「「逐次報告」(平成25年7月26日防衛大臣指示第6号)に該当するもの全て。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」(以下「本件請求文書」という。)の開示請求につき、別紙に掲げる16文書(以下、併せて「本件対象文書」という。)を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月30日付け防官文第6 756号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は,異議申立書の記載によると, おおむね以下のとおりである。

- (1)本件対象文書につき、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2)本件対象文書の履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を 求める。
- (3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写したものであるかの確認を求める。
- (4)本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成2 4年4月4日付け防官文第4639号)として開示されなかった情報が 存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。
- (5) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容 を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。
- (6)ファイル数の特定に誤りがあるものと思われる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 これに該当する文書として本件対象文書等を特定した。

本件開示請求に対しては、法11条に規定する開示決定等の期限の特例 を適用し、まず、本件対象文書について、法9条1項の規定に基づき、平 成28年3月30日付け防官文第6756号により、開示決定(原処分) を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録形式は、PDFファイル形式の文書とPDFファイル形式以外の文書が混在しており、PDFファイル形式の文書についてはそれ以外の電磁的記録は保有していない。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式まで明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報等については、防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てがされた時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- (4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、原処分において不開示とした部分はない。

- (5) 異議申立人は、「ファイル数の特定に誤りがあるものと思われる。」 と主張するが、原処分において特定された本件対象文書の電磁的記録の ファイル数に誤りはない。
- (6)以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分 を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年9月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成29年4月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 法11条に規定する特例を適用した上、1回目の決定として本件対象文書 について開示する原処分を行った。

これに対し、異議申立人は本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定等を求めており、諮問庁は原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1)本件対象文書の保有状況について、当審査会事務局職員をして諮問庁 に確認させたところ、諮問庁の説明は次のとおりであった。
 - ア 別紙の文書 4 及び文書 1 4 以外の文書については、いわゆる文書作成ソフト及びプレゼンテーションソフトによるデータを保有しており、本件請求文書に該当する文書としてこれらを特定している。
 - イ しかし、文書4及び文書14については、他省等からPDFファイル形式のデータにより提供を受けたものであり、PDFファイル形式 以外の電磁的記録は保有していない。
- (2) そこで,以下検討する。

諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、文書4及び文書14の内容に照らし、諮問庁の上記(1)イの説明が不自然、不合理であるとはいえず、ほかに文書4及び文書14についてPDFファイル形式以外の電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、防衛省において、文書4及び文書14についてPDFファイル形式以外の電磁的記録を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、諮問庁が、防衛省において文書 4 及び文書 1 4 の P D F ファイル形式以外の電磁的記録を保有していないとしていることは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太,委員 常岡孝好,委員 中曽根玲子

別紙(本件対象文書)

- 文書1 (資料1)安全保障と防衛力に関する懇談会の開催について(平成2 5年9月10日 内閣総理大臣決裁)
- 文書2 (資料2)安全保障と防衛力に関する懇談会の運営について
- 文書3 (資料3)諸外国における国家安全保障戦略(平成25年9月12日 外務省)
- 文書4 (資料4) 我が国を取り巻く外交・安全保障環境(平成25年9月1 2日 外務省)
- 文書 5 (資料 5) 我が国を取り巻く軍事・安全保障環境(平成 2 5 年 9 月 防衛省)
- 文書6 (資料1)国家安全保障戦略(NSS)について
- 文書7 (資料2) 国家安全保障戦略に盛り込むことが考えられる要素
- 文書8 国家安全保障戦略のイメージ(盛り込むべき主な要素)
- 文書 9 (資料 1) 「安全保障と防衛力に関する懇談会」における議論の整理 ~~国家安全保障戦略のイメージ(盛り込むべき主な要素)~~
- 文書10 (資料2)防衛力の在り方検討委員会における議論の概要について (防衛省 平成25年10月)
- 文書11 (資料1)新防衛計画の大綱に盛り込むことが考えられる要素
- 文書12 (資料2)対照表
- 文書13 (資料3)自衛隊の体制整備の方向性(防衛省 平成25年11 月)
- 文書14 (案) 平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について(盛り込む べき主な要素)
- 文書 1 5 (資料 1) (案) 国家安全保障戦略(概要) (案)
- 文書16 (資料2) (案) 平成26年度以降に係る防衛計画の大綱(概要) (案)